

令和 6 年 1 1 月 1 8 日招集

第 2 回 定 例 会 会 議 録

君津富津広域下水道組合議会

令和6年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和6年11月18日

1. 招集の場所 君津市議会全員協議会室

1. 開会の日時 令和6年11月18日 午後2時00分

1. 出席議員 13名

1番	小 倉 広 紀 君	2番	天 笠 等 君
3番	宮 崎 晴 幸 君	4番	三 富 敏 史 君
5番	四 宮 安 彦 君	6番	松 本 裕次郎 君
7番	関 努 君	8番	諸 岡 賛 陸 君
9番	三 浦 道 雄 君	10番	小 林 喜久男 君
11番	山 田 重 雄 君	12番	平 野 英 男 君
13番	小 泉 義 行 君		

1. 欠席議員 1名

14番 荒 井 淳 一 君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	石 井 宏 子 君	副管理者	高 橋 恭 市 君
監査委員	磯 貝 昭 一 君	会計管理者	河 野 喜代子 君
事務局長	長 田 幸 二 君	総務課長	松 下 順 一 君
建設課長	高 木 勝 義 君	総務課主幹	舘 林 喜 昭 君
建設課課長補佐	岩 田 和 久 君	総務課総務係長	水 島 隆 君

1. 職務のため出席した者の職氏名

総務課主任主事	播 岡 の こ	総務課主事	小 高 達 也
---------	---------	-------	---------

開会及び開議

令和6年11月18日午後2時00分

○議長（平野英男君） 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

管理者及び副管理者の紹介

○議長（平野英男君） 初めに、皆様既にご存じのとおり、先般執行されました富津市長選挙におきまして高橋恭市君が当選され、組合同約第10条第2項の規定に基づく互選により、引き続き石井宏子君津市長が本組合の管理者を務め、高橋恭市富津市長が本組合の副管理者を務めることになりましたのでご報告いたします。

諸般の報告

○議長（平野英男君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による出席者は、別紙印刷物によりご了承願います。

次に、監査委員から、令和6年4月分から6月分までの現金出納検査の結果報告がありました。下水道組合総務課にその写しがございますので、ご覧ください。

次に、本日、管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

なお、議案につきましては、お手元に配付したとおりでございます。

次に、本日、写真撮影の申出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

（参照）

君 富 下 総 第 2 3 2 号

令和6年11月18日

君津富津広域下水道組合議会

議 長 平 野 英 男 様

君津富津広域下水道組合

管理者 石 井 宏 子

付議議案の送付について

令和6年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会に付議する議案について別紙のとおり送付します。

記

議案第 1 号	令和 6 年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第 2 号）
認定第 1 号	令和 5 年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について
報告第 1 号	令和 5 年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告について
報告第 2 号	令和 5 年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の報告について

○

議事日程の決定

○議長（平野英男君） 次に、本日の日程につきましては、会議規則第20条の規定により議長において定め、印刷配付してございます。

この日程に従いまして会議を進めてまいりたいと存じますので、ご了承願います。

○

管理者挨拶

○議長（平野英男君） ここで管理者から開会に当たり挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和 6 年第 2 回君津富津広域下水道組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用のところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします議案は、お手元の議案書のとおり、補正予算が 1 件、令和 5 年度決算に係ります認定が 1 件、報告が 2 件でございます。後ほど提案理由の説明をさせていただきますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げて、開会に当たっての挨拶させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（平野英男君） 以上で管理者の挨拶は終わりました。

○

日程第 1 会期の決定

○議長（平野英男君） それでは、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日としたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

○

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（平野英男君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、6 番、松本裕次郎君、13番、小泉義行君を指名いたします。

○

（提案理由説明、補足説明、質疑、討論及び採決）

日程第 3 議案第 1 号、認定第 1 号並びに報告第 1 号及び報告第 2 号まで

○議長（平野英男君） 日程第3、議案第1号、認定第1号並びに報告第1号及び報告第2号までを一括議題といたします。

なお、議案の朗読につきましては省略いたしますので、ご了承願います。

直ちに提案理由の説明を求めます。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 議案第1号、認定第1号並びに報告第1号及び報告第2号について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）について。

本議案は、予算に新たに債務負担行為を設定しようとするもので、令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算第5条の次に第6条債務負担行為を追加して、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めようとするものでございます。

次に、認定第1号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

令和5年度の収益的収入及び支出につきましては、収益が30億9,440万175円、支出が28億70万3,846円となりました。また、資本的収入及び支出につきましては、収入が6億4,211万9,440円、支出が9億9,426万4,294円となりました。全体的な収支につきましては、昨年に引き続き利益が生じている結果となりました。

次に、報告第1号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告について。

本報告は、君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業の継続費に係る継続年度が終了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次に、報告第2号 令和5年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の報告について。

本報告は、令和5年度決算に基づき、本組合の資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

以上、議案第1号、認定第1号並びに報告第1号及び報告第2号について、一括して提案理由の説明を申し上げます。

なお、これらの詳細につきましては、事務局長から補足説明がございますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（平野英男君） 以上で、管理者の提案理由の説明が終わりましたので、補足説明を求めます。

事務局長、長田幸二君。

（事務局長長田幸二君登壇）

○事務局長（長田幸二君） それでは、議案第1号、認定第1号並びに報告第1号及び報告第2号についての補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

別冊補正予算書（第2号）の1ページをご覧ください。

本議案は、令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計予算に、第6条として債務負担行為を追加するものでございます。

内容としましては、中段の表をご覧ください。

最初に、脱水汚泥処分等業務委託につきましては、今年度、入札を2回実施しましたが、不調・不落により契約に至らず、年度当初は汚泥が処理場にたまっていく事態が生じました。

このことから、令和7年度分の汚泥処分等について安全確実に業務委託するため、令和6年度中に契約締結の手続を進める必要があるため、期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額1億7,463万6,000円と定め、債務負担行為を設定するものでございます。

次に、ナンバー1、ナンバー2合流沈砂掻揚機修繕につきましては、砂をかき上げるバケットの摩耗が激しく、早急に修繕を進める必要がありますが、部品の製作に10か月の工期を要するため、期間を令和6年度から令和7年度までとし、限度額3,141万6,000円と定め、債務負担行為を設定するものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

次に、認定第1号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

決算書の10ページをご覧ください。

初めに、令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業報告書の主なものについて説明いたします。

1、概況の（1）総括事項でございますが、処理場は35年が経過していることから、また、下水道管渠は古いもので50年、今後は下水道区域の整備拡大を図りつつ、ストックマネジメント計画に基づいた処理場の維持更新に加え、管渠施設の維持更新にも着手していくこととなります。そのためにも、限られた財源の中で健全な経営に努めつつ、持続可能な下水道事業となるよう効率的な整備を進めていくことが重要であります。

イの業務状況でございますが、処理区域面積は、君津市中富地区の一部11ヘクタール下水道整備が完了したことから、木更津処理区のかずさ小糸地区を含め1,451ヘクタールとなりました。水洗化人口は、前年度と比べ7人増の5万3,194人となり、水洗化率は、前年度比0.2ポイント増の91%となりました。

次に、ロの建設改良事業の状況ですが、令和5年度の主な事業としましては、処理場はストックマネジメント更新事業として沈砂池ポンプ棟設備等更新事業を実施しました。そのほか君津地区では、中富雨水排水整備事業、令和4年度繰越事業の中野・中富汚水枝線築造工事等を実施しました。富津地区では、汚水ます設置事業と令和6年度に繰り越しました大堀雨水枝線築造事業を実施しております。

詳細な事業につきましては、決算書30ページに記載してありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

11ページをご覧ください。

（2）経営指標に関する事項についてでございますが、経営の健全性を表す指標である経常収支比率は109.7%となり、健全な経営水準とされる100%を上回っている状況です。また、下水道使用料の料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比3.9ポイント増の105.3%となり、事業に必要な費用

を下水道使用料の収入で賄えている状況となっております。

次に、14ページをご覧ください。

3の業務の（1）業務量の令和5年度の欄をご覧ください。1行目の行政区域内人口12万847人に
対し、2行目の処理区域内人口が5万8,447人ですので、上から4行目のとおり下水道普及率は48.4%
となり、前年度比0.5ポイント増となっております。中段の有収水量は564万1,037立米で、前年度よ
り6万5,461立米の減となっておりますが、年間汚水処理量が800万5,120立米で、前年度より43万
5,530立米の減となっていますので、有収率は70.5%と前年度比2.9ポイント増となっております。

原因としては、降水量が少なかったことが考えられますが、有収率向上に向け、今後も管渠の点検調
査等により、不明水の把握に努めてまいります。

続きまして、戻っていただきまして、2、3ページをご覧ください。

令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業決算報告書についてご説明いたします。

初めに、（1）収益的収入及び支出の収入ですが、第1款下水道事業収益は、予算額合計31億
3,846万4,000円に対し、決算額は30億9,440万175円となりました。

内訳としましては、第1項営業収益10億6,430万7,801円は、下水道使用料、雨水処理費に対する関
係市負担金、認可区域外流入負担金及び下水道検査手数料等による収入でございます。第2項営業外
収益20億3,009万2,374円は、預金利息、高度処理費に対する関係市負担金、当該年度の減価償却費相
当分を収益化した長期前受金戻入等でございます。

次に、支出でございます。

第1款下水道事業費用は、予算額合計29億8,817万1,000円に対し、決算額は28億70万3,846円とな
りました。

内訳としましては、第1項営業費用26億9,614万6,494円は、管渠やポンプ場、都市下水路、処理場
の維持管理費並びにその業務に携わる職員の給与費、固定資産の減価償却費でございます。第2項営
業外費用1億427万7,764円は、企業債の支払い利息、消費税及び地方消費税の支払い費用でございま
す。第3項特別損失27万9,588円は、過年度貸倒れ損失によるものでございます。

次に、（2）資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入は、予算額合計13億
5,139万9,000円に対し、決算額は6億4,211万9,440円となります。

内訳といたしましては、第1項企業債2億6,330万円は、下水道施設の建設改良費に係る借入金で
ございます。第2項出資金1億8,289万1,000円は、関係市からの出資金でございます。第3項補助金
1億9,556万8,000円は、建設改良費のための国からの補助金でございます。第4項負担金36万440円
は、下水道整備に伴い徴収した受益者負担金でございます。

次に、支出でございます。

第1款資本的支出は、予算額合計17億9,874万6,000円に対し、決算額は9億9,426万4,294円となり、
翌年度繰越しとして、大堀雨水枝線築造事業等3事業で6億1,291万2,000円を予算繰越し、また、終
末処理場ストックマネジメント更新事業、令和5年度協定分の1億954万円を通次繰越ししております。

内訳としましては、第1項建設改良費5億5,506万3,159円は、処理場の建設改良費や管渠等の建設
事業費及びこれに携わる職員の給与費等でございます。第2項固定資産購入費292万1,600円は、紫外
可視分光光度計等の購入費でございます。第3項企業債償還金4億3,627万9,535円は、借り入れまし

た企業債元金の償還金でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 3 億5,214万4,854円につきましては、下段記載のとおり補填しております。

次に、4 ページをご覧ください。

損益計算書で、令和 5 年度中の収益的事業に関する損益を算定したものです。表右側中段の営業損失が16億5,844万9,413円であり、その下、営業外としては19億2,563万9,141円の利益があり、経常利益は 2 億6,718万9,728円となりまして、特別損失25万8,878円を差し引きした結果、当年度純利益は 2 億6,693万850円となりました。

次に、5 ページをご覧ください。

剰余金計算書でございます。これは、令和 5 年度中の剰余金の増減を表したものでございます。右側の欄に資本合計の欄でございますが、当年度変動額といたしましては、上から 3 段目、関係市からの出資金 1 億8,289万1,000円と、その下の当年度純利益 2 億6,693万850円が増加しております。その結果、当年度末残高は50億3,210万5,617円となっております。

下の表は、剰余金処分計算書になっておりますが、剰余金の処分はございませんでした。

6 ページをご覧ください。

貸借対照表でございます。これは、令和 5 年度末時点における資産、負債及び資本の状況を表したものになります。

初めに、資産の部につきましては、1 の固定資産ですが、（1）有形固定資産は、土地、建物、構造物等で減価償却や資産取得等の増減により、中段の有形固定資産合計のとおり、311億7,757万8,942円となります。（2）投資その他の資産のイ、投資有価証券は、令和 5 年度に独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構発行の年限 5 年の財投機関債 1 億円を購入し、資産運用したものでございます。固定資産合計は312億7,757万8,942円となります。

2 の流動資産は、現金・預金、未収金、仮払金でございますが、合計で11億1,127万8,308円となり、固定資産と流動資産を合わせた資産合計は323億8,885万7,250円となります。

7 ページをご覧ください。

負債の部につきましては、3 の固定負債である令和 7 年度以降の償還予定の企業債の元金と、4 の流動負債である令和 6 年度に償還を予定する企業債の元金や令和 5 年度の未払金、引当金等と、5 の繰延べ収益である国庫補助金等の長期前受金で、負債合計は、中段右端のとおり273億5,675万1,633円となります。

次に、資本の部につきましては、6 の資本金と 7 の剰余金を合わせた合計額は、下から 2 段目、50 億3,210万5,617円となり、負債と資本の合計は323億8,885万7,250円となります。

8 ページの注記表をご覧ください。

ここは、決算書の補足説明となります。主なものとしましては、5 の引当金の取崩しですが、1、賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩しにつきましては、令和 5 年度の職員の期末手当・勤勉手当及びそれらに係る法定福利費の支出の際に引当金から1,737万円を取り崩しております。

2 番の貸倒引当金の取崩しにつきましては、令和 5 年度の未収下水道使用料の不納欠損による損失金額で209世帯、490件、148万3,261円を補填するため、貸倒引当金から120万3,673円を取り崩しました。なお、不足する27万9,588円、税抜きで25万8,878円は、その他特別損失から支出しております。

17ページをご覧ください

1 年間の現金の流れを示すキャッシュフロー計算書となります。

業務活動によるキャッシュフローにつきましては、本来の営業活動で得た利益はプラス 6 億 4,896 万 7,404 円となり、投資活動によるキャッシュフローにつきましては、下水道施設の更新等設備投資にかかった費用はマイナス 4 億 3,627 万 9,535 円となり、財務活動によるキャッシュフローにつきましてはプラス 991 万 1,465 円となりました。結果、4 の資金増加額は 2 億 2,347 万 2,479 円となり、5 の資金期首残高を加え、6 の資金期末残高は 9 億 4,102 万 2,234 円となっております。

18ページから23ページにつきましては、君津富津広域下水道組合下水道事業収益費用明細書及び資本的収支明細書となっております。

24ページ、25ページをご覧ください。

固定資産明細書でございます。左から3列目、当年度増加額の欄をご覧ください。土地の増加につきましては、中富污水枝線築造事業の管路用地として67平米を小糸川沿岸土地改良区から寄附を受けたことによるものです。構築物の増加は、中富の污水管と雨水管の築造や公共污水ますの設置、君津地区の開発行為に伴う管渠の寄附、処理場施設の更新によるものです。工具・器具及び備品の増加は、紫外可視分光光度計等の購入によるものです。

右隣の当年度減少額の欄ですが、車両運搬具の減少は、公用車7台の運行実績から3台を廃車したことによるものです。

これら資産の増減と年度末の建設仮勘定と減価償却累計額から25ページの年度末償却未済高合計のとおり311億7,757万8,942円となり、6ページの貸借対照表の有形固定資産合計と同一となります。

26ページから29ページまでは、企業債明細書となっております。

以上で、認定第1号の説明を終わります。

次に、報告第1号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告についてご説明申し上げます。

恐れ入ります。議案書の2ページ、3ページをご覧ください。

令和2年度から令和4年度までの3か年の継続費として、全体計画の年割額計6億5,600万円を設定した君津富津終末処理場ストックマネジメント更新事業は、沈砂池ポンプ棟等の建物及び機械電気設備の更新事業を実施しました。

各年度の実績といたしましては、支払い義務発生額の欄をご覧ください。令和3年度、1億2,760万円、令和4年度、1億4,782万6,000円、令和5年度に5,700万円の本工事を実施し、事業費総額3億3,242万6,000円で完了いたしましたので、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、報告するものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

次に、報告第2号 令和5年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

この資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、公営企業の経営の健全性を判断するため設けられた指標でございます。団体の資金の不足額を事業の規模で除したもので、経営健全化の基準値は20%とされておりますが、令和5年度も資金の不足は生じておりませんので、資

金不足比率は算出されておりません。

以上で、議案第1号、認定第1号並びに報告第1号及び報告第2号についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（平野英男君） 以上で補足説明を終わります。

これより、議案ごとに順次質疑、討論、採決を行います。

初めに、議案第1号 令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、質疑を終結したいと思います。が、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第1号に対する討論を行います。

討論いかがですか、ないですか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野英男君） では、討論もないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第1号 令和6年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計補正予算（第2号）、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野英男君） 挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、認定第1号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

代表監査委員から審査結果についての報告をお願いいたします。

代表監査委員、磯貝昭一君。

（監査委員磯貝昭一君登壇）

○監査委員（磯貝昭一君） ただいま認定に付されております令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算の審査の結果をご報告いたします。

令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算について、去る8月30日に小林委員と共に審査を行いました。その結果につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書のとおりであり、決算書及びその他法令で定められた書類は関係法令に準拠して作成され、決算に関する係数は関係諸帳簿及び証拠書類に符号しており、係数も正確であると認められました。

また、予算の執行についても、おおむね所期の目的に沿い、効率的に執行されているものと認められました。

以上、決算審査の結果報告といたします。

○議長（平野英男君） 代表監査委員の審査結果の報告が終わりました。

次に、認定第1号に対する質疑でございますが、質疑の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

まず、5番、四宮安彦君の発言を許します。

5番、四宮安彦君。

○5番（四宮安彦君）　まずは事前説明会のほうを欠席いたしまして、誠に申し訳ございませんでした。

そういった中で決算書を見る中で、まず1つ目、決算について、15ページの（2）番、事業収入に関する事項の部分で、その他営業収益と雑収益が前年度比で大幅な増になっています。にもかかわらず合計のほうが微減とはいえ減になっていますが、この示し方だと、本業の収入は減って、営業外でこれは成り立っている事業という形になってしまうが、そのような形でよいのかという部分。

また、不納欠損の線引きというものを教えていただければと思います。

○議長（平野英男君）　では、答弁を求めます。

事務局長、長田幸二君。

○事務局長（長田幸二君）　お答えいたします。

まず最初の営業収益、営業外収益のところでございますが、議員ご指摘のとおり、当組合では、固定資産として当該年度の減価償却費相当分を収益化した非現金収入である長期前受金戻入が収入全体の50%以上を占めることから、営業外収益の割合が高くなっておりますが、実際には下水道使用料と関係市負担金が主な現金収入となっております。この限られた財源の中で、今後も安定経営を目指し、効率的な運営に努めてまいりたいと思います。

次に、不納欠損の線引きということでございますが、不納欠損は、全て未収下水道使用料となっております。線引きといたしましては、転居等により居住不明となり、納付交渉が困難となったものが主に5年時効となり、その年度末に不納欠損として処理しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野英男君）　5番、四宮安彦君。

○5番（四宮安彦君）　それでは、1番の決算の事業収入に関しては分かりました。

不納欠損の部分ですけれども、こちらのほうは相続放棄であったりとか、企業の倒産の場合は、5年を待たずして徴収不能となるケースがあると思いますが、該当するものはあるのでしょうか。

○議長（平野英男君）　総務課長、松下順一君。

○総務課長（松下順一君）　お答えします。

相続放棄や企業の倒産の場合は、5年を待たずして徴収不能となりますが、該当するものはございませんでした。

○議長（平野英男君）　では、続いて、1番、小倉広紀君の発言を許します。

1番、小倉広紀君。

○1番（小倉広紀君）　よろしくお願いいたします。

私は、決算書8ページの部分です。5の2、不納欠損の部分で伺いたいと思います。

まず1点目ですけれども、徴収はこれ、かずさ水道に委託して使用料の督促・催告までが対象となると。受益者負担金については、下水道組合で督促、催告、臨戸ということになっていると思うのですが、現在も同様の形で事務を遂行しているのかという点。

今、四宮議員のほうからもありましたが、居住不明ということで、居住不明が多いということだと思うのですが、戸籍を請求して居住は追わないのかという点。

次は、居住不明等とあると思うんですが、居住不明等の「等」には、ほかに何があるのか。

そして、不納欠損はここ2年間で100万円を超えていると思いますが、例えば組合として、各施行市の納税課に相談したり、連携を図ったりはしていないのか。

そして、不納欠損が一部発生していると思いますが、実際、使用料とかの徴収率ほどの程度かということを教えてください。

○議長（平野英男君） 事務局長、長田幸二君。

○事務局長（長田幸二君） お答えいたします。

初めに、下水道使用料の徴収につきましては現在も同様に、かずさ水道へ委託しておりまして、受益者負担金につきましては、下水道組合で催告等徴収事務を行っているところでございます。

次に、居住不明者の追跡ということでございますが、うちのほうでは公用請求により転居先を把握しまして、組合から直接催告する取組を実施しているところでございます。

次に、居住不明者以外のということでございますが、納付交渉を行っていたけれども、支払いに至らなかったというものが含まれております。

次に、各自治体の納税部署、納税課等との連携につきましてということですが、個別の滞納者に対する市税等の納付状況や財産状況の情報提供に協力していただいております。

そして、次に徴収率につきましては、かずさ水道による給水停止処分の効果もあり、各年度の調定に対して最終的には99.7%程度の徴収率となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（平野英男君） 1 番、小倉広紀君。

○1 番（小倉広紀君） 高い徴収率ということで、また事務の遂行のほうも、ありがとうございます。

あと1点だけなのですが、市税では一括支払いが厳しい場合、分割して納めるといったような手法で対応しているが、そちらのほうは対応しているのか。下水道のほうは、分割して支払うような手続はできるのか、お伺いします。

○議長（平野英男君） 総務課長、松下順一君。

○総務課長（松下順一君） お答えします。

一括納付が困難な滞納者に対しては、当組合でも分割納付による対応を実施しております。

○議長（平野英男君） 以上で、通告による質疑は終わりました。

皆さん、ほかに何かご質疑ございますか。

4 番、三富敏史君。

○4 番（三富敏史君） 資料及び詳細説明ありがとうございました。

通告なしで申し訳なかったのですが、決算書の8ページの5番目、これはリース会計の改正に伴う措置だと思いますが、所有権移転外ファイナンス・リースの取引ということで、代表的なものを教えていただければと思います。

○議長（平野英男君） 事務局長、長田幸二君。

○事務局長（長田幸二君） リース契約の主なものということでお答えさせていただきますが、主に事務機器等のパソコン関係とか、あとコピー機とかそういったところのものになります。

以上でございます。

○議長（平野英男君） 4 番、三富敏史君。

○4 番（三富敏史君） ありがとうございます。

私も企業会計やっていると、所有権移転外ファイナンス・リースにするのか所有権移転ファイナンス・リースにするのか、いろいろ苦慮した経験がありますので、参考までにお伺いいたしました。

が、差し支えなければ、所有権移転のファイナンス・リースはどのようなものを行っているか、教えていただければと思います。

○議長（平野英男君） 事務局長、長田幸二君。

○事務局長（長田幸二君） お答えいたします。

当組合では、所有権移転のファイナンス・リースはしておりません。

以上でございます。

○4番（三富敏史君） はい、分かりました。ありがとうございます。大丈夫です。

○議長（平野英男君） 皆さん、ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野英男君） では、質疑もないようでございますので、終結いたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、認定第1号に対する討論を行います。

討論いかがでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 討論もないようでございますので、終結し、採決いたします。

認定第1号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（平野英男君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、報告第1号 令和5年度君津富津広域下水道組合下水道事業会計継続費精算報告についてに対する質疑でございますが、通告による質疑はございませんでしたので、終結したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第2号 平成5年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の報告について、代表監査委員から審査結果についての報告をお願いいたします。

代表監査委員、磯貝昭一君。

（監査委員磯貝昭一君登壇）

○監査委員（磯貝昭一君） 平成5年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の審査の結果をご報告いたします。

平成5年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率について、去る8月30日に決算と併せて審査を行いましたが、その結果につきましては、お手元に配付してあります経営健全化審査意見書のとおりでございます。

資金不足比率及びその他の算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。令和5年度の資金不足比率は、資金不足が発生していないため算定されず、

特に指摘する事項はありません。

以上、資金不足比率審査の結果報告といたします。

○議長（平野英男君） 監査委員の審査結果の報告が終わりました。

では、報告第2号 令和5年度決算に基づく君津富津広域下水道組合資金不足比率の報告について
に対する質疑でございますが、通告による質疑がございましたので、質疑を終結したいと思います
ですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（平野英男君） 異議ないものと認め、質疑を終結いたします。

では、以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

○

管理者挨拶

○議長（平野英男君） ここで閉会に当たり、管理者から挨拶があります。

管理者、石井宏子君。

（管理者石井宏子君登壇）

○管理者（石井宏子君） 閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案1件、認定1件、報告2件につきましては、いずれも原案どおり
可決確定いただき、誠にありがとうございました。

引き続き、快適で暮らしやすいまちづくりを目指し、処理区域の整備に努めてまいりますので、議
員皆様のお力添えをお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（平野英男君） これをもちまして、令和6年第2回君津富津広域下水道組合議会定例会を閉会
といたします。

ご苦労さまでございました。

令和6年11月18日午後2時45分

閉会

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年11月18日

君津富津広域下水道組合議会議長

平 野 英 男

署 名 議 員

松 本 裕次郎

署 名 議 員

小 泉 義 行